

船橋市高校生キャリア支援事業業務委託に係るプロポーザル評価基準

1. 評価の方法

評価は、「要件確認」「面接審査」「順位づけ判定」により行う。

2. 要件確認

提出された書類に基づき、提案内容が仕様書 P.1 **2. 業務内容**に定める別紙1「基本実施要件一覧」を満たしているか判定する。

※本プロポーザルへ参加する事業者は、提案書のほか、別紙1「基本実施要件一覧」(Excel ファイル)に各項目について提案書の該当部分をページ番号等でわかるように記載することとする。

※仕様書に示す「基本実施要件一覧」の項目を満たしていることがわかるように提案書に明記することとし、項目について1つでも満たさない場合は面接審査に進むことができない。

3. 面接審査(プレゼンテーション)

面接審査を行い、提出された提案書と合わせて最終の審査結果とする。

最終の審査結果において、最終順位が1位の参加事業者を受託候補者とする。

4. 評価基準

提出された書類及びプレゼンテーションについて、裏面の項目ごとに判定する。

大項目	小項目	評価対象	評価基準	配点
1.事業者の 妥当性 (参加申込書)	法人概要 (10点)	法人概要・実績	・事業を委託するのに適した事業者か。 ・これまでの公共事業受託実績から、公共事業受託者としての役割・立場を理解して業務を遂行できるか。	10 点
2.企画提案 内容	基本方針 (30点)	応募動機	・生活困窮世帯の実情について理解しているか。 ・高校生へのキャリア支援に対する考え方は適切か。	10 点
		周知	・市内高校生に対して効果的で実現可能な周知方法の提案があるか。 ・学生等を対象にした案内チラシ等の資料作成実績があるか	10 点
		運営体制	・本事業を安全に実施できる運営体制か。 ・適切かつ安全な個人情報管理の体制が整っているか。 ・オンライン申請受付の体制はセキュリティに配慮されているか。 ・申し込みから参加まで、速やかに対応できるか。	10 点
	キャリア 支援 (70点)	企画 内容	・高校生の興味を引くようなセミナーの企画、構成となっているか。 ・セミナーを一過性のものとせず、振り返りなど持続したサポートができる人員体制となっているか。 ・将来の夢や目標を考えるきっかけとなる、または役立つ内容となっているか。 ・職場体験や見学など具体的な体験ができるか。 ・講義形式のみではなく、参加者が主体的に考え議論する等、夢や目標を刺激しあえるような構成となっているか。 ・学習支援教室と連携し、総合的・効果的な支援を見込めるものとなっているか。	40点
		実施方法	・高校生の生活状況を踏まえ、参加者数が見込める実施方法となっているか(時期・時間・場所の設定等) ・参加者数を増やすための工夫があるか。	30点
	学習支援 (50点)	学習支援教室の 運営	・高校生が安全に通える体制となっているか。 ・保護者や生徒からの生活や進路選択に関する相談がしやすい体制となっているか。 ・利用頻度の低い参加者等への案内は適切か。 ・参加者同士の仲間作りをサポートするような仕掛けがあるか。 ・学習サポーターは参加者のレベルに応じた学習指導ができるか。 ・定められた会場数以上の会場を用意するなど、生徒が参加しやすい環境を提供できているか。	30 点
		個別学習環境	・各生徒に適切な個別学習環境が提供できるか。 ・学習教室への参加勧奨に効果的な内容か。 ・(ICT教材を活用する場合)オンライン学習の環境を有しない生徒への対応が十分用意されているか。	20点
	人材管理 (20点)	人員等の採用・ 研修計画	・キャリア支援の各セミナーの目的達成に適したセミナー講師を配置できているか。 ・配置人員の採用・研修が計画的かつ適切に実施できるか。 ・本事業の目的に沿った研修実施等、主任学習サポーターや学習サポーターに対し、十分なサポート体制があるか。	20 点
	効果検証 (10点)	効果検証	・本事業の目的に沿った指標設定及び効果検証法が提案されているか。 ・具体的で実現可能な方法であるか。	10 点
3.見積額(20 点)		見積書	見積額の最も低かった事業者に満点を付する。その他の事業者については、見積額の最も低かった事業者の見積額(A)を、当該事業者の見積額(B)で除して得た数値($A \div B$)に、配点(20点)を乗じて得た数値を得点とする(小数点以下四捨五入)	20点
総合得点				210点

評価対象の項目ごとにA～Eの5段階で評価し、採点については、配点に下記の率を乗じて採点する。

評価区分	A.特に優れている	B.優れている	C.普通	D.やや劣る	E.劣る
得点割合	100%	80%	60%	40%	20%

◇順位づけ判定

評価委員ごとに、評価項目点の合計が高い順に順位を付し、順位を順位点とする。(例 1位＝1点、2位＝2点)評価委員全員の順位点を合計し、順位点の合計が1番低い応募者を候補者とする。順位点の合計が同点の場合、1位の獲得数が多いものから上位とする。なお、1位の獲得数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多いものを上位とする。

順位決定方法(例)

	A 事業者		B 事業者		C 事業者	
	採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員1	160	3位	170	2位	200	1位
委員2	170	3位	210	1位	200	2位
委員3	150	3位	200	1位	180	2位
委員4	200	1位	160	3位	170	2位
委員5	190	1位	180	2位	160	3位
順位点数	11点		9点		10点	
最終順位	3位		1位		2位	